

在宅介護応援りほ一む事業 Q & A

H30.4月

【1 申請】

Q1：申請時点に対象者が入院、入所しているときに、申請は出来ますか？

- A1：退院見込み、退所見込みがあれば申請できます。

Q2：事前確認には誰の立会いが必要ですか？

- A2：市職員が改修を行う住宅へ訪問して、対象者の心身の状態と改修箇所・改修内容を確認し、改修したい内容が対象になるかどうかを確認しますので、対象者、申請者や家族、施工業者が立ち会ってください。その結果をもとに施工業者から見積書を作成してもらってください。

Q3：事前確認の際に用意する、改修箇所、改修内容が分かる書類には、どのような内容が必要ですか？

- A3：箇条書きや表の形式でも結構ですので、改修箇所と改修内容を記載してください。例としては、次のような内容です。

改修箇所	改修内容	備考
玄関から寝室までの廊下	手すりの設置	
トイレ	居室内に増設	
//	和式便器を洋式便器に改修	
寝室	洗面台の設置	
玄関から道路までの通路	スロープの設置	
//	手すりの設置	

Q4：見積書には、対象とならない工事の費用も含めて記載してもいいのですか？

- A4：対象とならない分が記載されていても構いませんが、対象となる工事にかかる費用が明確にわかるように記載することが必要です。

Q5：申請者、住宅所有者に出てくる親族とは、どの範囲を指すのですか？

- A5：民法に規定する6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族です。



【2 補助金】

Q6：工事完了前（年度末の3月31日前）に対象者本人が施設入所、転出した場合、補助金は受けられますか？

- A6：このような場合はいっさい補助金を受けることができません。工事を中止して、市に中止届を提出してください。

Q7：工事完了前に対象者が死亡した場合、補助金を受けられますか？

- A7：工事が完成した箇所については補助が受けられます。未完成の箇所については補助を受けられません。

Q8：受領委任払制度とはどのような制度ですか？どうすれば利用できるのですか？

- A8：補助金の支払いは申請者に支払うことが原則です。

通常、申請者がいったん工事費の全額を自己負担して施工業者に支払い、あとで市から申請者に補助金が交付されますが、受領委任払いでは、補助金を市から直接施工業者に支払いますので、申請者がその分を立て替える必要がありません。

利用するためには、申請者が施工業者に受領を委任する旨の委任状を市に提出する必要があります。

【3 対象となる工事】

Q9：介護保険に規定する住宅改修、障害者の日常生活用具の給付事業、市高齢者及び障害者向け住宅整備補助対象工事とは、どのような内容ですか？

- A9：高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、本人や介護者の負担を軽減するために必要と認められる工事です。

対象となる工事の例	
・浴室の改造	・トイレの改造（洋式便器等への便器の取替え）
・居室及び廊下等の改造	・床または通路面の材料の変更
・手すりの取付け	・引き戸等への扉の取替え
・段差の解消	・段差解消機及び階段昇降機の設置
・玄関の改造	・ホームエレベーターの設置

このほかにも本人や介護者の負担軽減のために必要と認められる内容であれば、対象となる場合がありますので、事前確認の際にご相談ください。

【4 対象とならない工事】

Q10：対象とならない工事は、どのような内容ですか？

- A10：介護や自立支援に直接関係のないものです。
また、新築、全面改築も対象となりません。

対象とならない工事の例
<ul style="list-style-type: none">・老朽化（古い、汚れた、壊れた）を理由とする工事・日常生活動作（排泄、入浴、移動、整容）に関係のない設備工事（キッチン、給湯設備、冷暖房機器、太陽光発電設備）・取付け・設置に工事を伴わないもの（福祉用具の対象となる置いて使用する手すり、スロープ等）・水洗化に伴う配管工事（汲取式のトイレを水洗化する場合）・サッシの交換、屋根・外壁修繕、耐震補強工事、クロスの張り替え等

【5 浴室の改造】

Q11：浴室の改造について、段差の解消や手すりの取付等のためにユニットバスを設置する場合、対象となりますか？

- A11：ユニットバス全体ではなく浴槽、洗い場床、手すり等一部のみ対象となり、壁、天井部分は対象となりません。工事費は、対象となる部分で算出し、分けられないものについては、按分してください。
ただし、介護をしやすいするために既存の浴室とは別に浴室を増設する場合は、ユニットバス全体及び必要な給排水管工事が対象となります。

【6 トイレの改造】

Q12：トイレの改造に伴う給排水管工事は、対象となりますか？

- A12：便器の向きや位置の変更に伴う給排水管の長さや位置の変更は対象となりますが、非水洗を水洗化する場合は、給排水管工事は全て対象外となります。既存のトイレのほかに新たにトイレを増設する場合は、既存配管へのつなぎ込み部分も対象となります。

Q13：トイレが狭いので、トイレを広くするための工事は対象になりますか？

- A13：車椅子で利用できるようスペースを拡張する、排泄介助するのに狭くて介助が困難な場合など、広くする必要がある場合は対象になります。既存の壁を壊して拡張する場合については、壁の撤去費用も対象になります。

【7 居室及び廊下等の改造】

Q14：増築して部屋を広げる工事は対象になりますか？

- A14：現在の部屋ではベッドを置く場所が足りないなど、介護のために部屋を広げる必要がある場合は、増築部分にかかる工事費も対象になります。

Q15：既存の玄関と別に、ホームヘルパーが直接居室へ出入りするために壁や窓の部分を改修して出入り口を設置する工事は対象になりますか？

- A15：出入り口を設置するために必要な工事、及び出入り口から屋外部分の段差解消のための階段やスロープ設置工事が対象になります。

【8 手すりの取付け】

Q16：現在手すりが付いていますが、付け替える場合は対象となりますか？

- A16：心身状況の悪化等に伴い、現在の手すりの利用が困難となったため、手すり棒の形状や位置等の変更をする場合は対象となります。単なる老朽化が理由の場合は、対象となりません。

【9 段差解消】

Q17：住宅の同一敷地内にあるスロープ等の付随施設の改修とは、どのような内容ですか？

- A17：玄関から道路までの通路部分に対する段差解消（スロープ設置、舗装）、手すりの設置等です。歩行・移動に関連する部分が対象ですので、駐車スペースの舗装は対象になりません。

【10 玄関の改造】

Q18：車椅子で出入りするのに適した玄関へ改造する場合は、対象になりますか？

- A18：スロープの設置、ドアから引き戸へ交換などが対象になります。

問い合わせ先

〒941-8501

糸魚川市一の宮一丁目2番5号

糸魚川市 市民部 福祉事務所 介護保険係・障害係

TEL:025-552-1511 FAX:025-552-8250

E-mail:fukushi@city.itoigawa.lg.jp